

平成 25 年 4 月から難病等の方々が 障害福祉サービス等の対象となります

平成 25 年 4 月に施行される障害者総合支援法では、障害者の範囲に難病等の方々が加わります。対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等（※）の受給が可能となります。
※障害児・者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。
障害児については、障害児通所支援及び障害児入所支援。

- 〈対象者〉
対象疾患による障害がある方々。
- 〈手続き〉
対象疾患に罹患していることがわかる証明書（診断書又は特定疾患医療受給者証等）を持参の上、お住まいの市区町村の担当窓口へ支給を申請してください。その後、障害程度区分の認定や支給認定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できることとなります。
- 〈詳しい手続き方法などについては、担当窓口までお問い合わせください。〉
- 〈問い合わせ先〉
健康福祉課 福祉係 72-1229
清和総合支所 健康福祉課 82-2111
蘇陽総合支所 健康福祉課 83-1111

ひとり親家庭の子ども たちへの学習支援

熊本県では、ひとり親家庭の子どもたちの学習を応援する「ひとり親家庭応援の塾」と「地域の学習教室」を展開しています。「ひとり親家庭応援の塾」は、県内各地の学習塾に協力をお願いして設置しており、割引料で学習塾に通える他、教材の無料配布などの支援を受けることができます。割引率や支援の内容は塾によって違うのでそれぞれの塾にご確認ください。「地域の学習教室」は、地域の社会福祉施設や公民館などを確保し、同時に学習支援を志願する方々を募り、負担を抑えた安心の学習環境を子どもたちに提供する事業です。参加される子どもたちのほか、「実施場所」を提供していただける方、学習支援をしていただける方を同時募集中です。いずれも、詳しくは検索エンジンで「ひとり親家庭等応援サイト」を検索しご確認ください。

問い合わせ先
電話 096-324-2136 (受付時間 平日 9:00～17:00)
社会福祉法人熊本県母子寡婦福祉連合会

国民健康保険加入者のみなさんへ 新しい保険証は 届きましたか？

新しい保険証を3月末までに各家庭に郵送でお届けしています。4月1日以降に受診されるときは、新しい保険証を使用してください。新しい保険証の色は、一般被保険者が青色、退職被保険者がクリーム色です。高齢受給者（70歳以上）の方には、高齢の文字と自己負担割合が記載してあります。保険証には、ご連絡の文書と個人情報保護シール、国保の小冊子「国保あれこれ」を同封しました。各種届出や給付内容等、制度のお知らせですので、ご一読をお願いします。なお、山都町に住民登録がない学生の方が国民健康保険法第116条（修学中の被保険者の特例）の適用を受けられるときは、在学証明書と印鑑を持参のうえ、健康福祉課で手続きをしてください。

平成22年7月の臓器移植法改正により、保険証の裏面に臓器提供に関する意思表示欄を設けています。記入方法などは、同封の文書を参考にしてください。臓器提供の意思表示は任意ですので、必ずしも記入する必要はありません。保険証は、なくさないように注意しましょう。国保のお手続きとお尋ねは、次のところへご相談ください。

- 清和総合支所 健康福祉課 82-2111
- 蘇陽総合支所 健康福祉課 83-1111
- 浜町事務所 健康福祉課 72-1173
- 国保年金係 72-1173

国民年金の保険料が 決まりました

平成 25 年 4 月からの国民年金保険料が 15,040円に決定しました。

- 【納め方】
- 納付書
 - 口座振替
 - クレジットカード
- 手続きが必要です

- 【納付方法・割引額】
- 毎月納付
割引額はありません。
 - 1年前納
納付書・クレジットカード(3,200円)
口座振替(3,780円)
 - 半年前納
納付書・クレジットカード(730円)
口座振替(1,030円)
 - 早割(口座振替のみ)
翌月末振替を当月末振替に変更するだけで毎月50円割引。

納付が困難な方は、保険料の免除制度があります。熊本東年金事務所、または役場健康福祉課へお早めにご相談ください。

問い合わせ先
熊本東年金事務所
096-367-8144
役場 健康福祉課国保年金係
72-1173

国民年金の学生納付特例

平成 24 年度において学生納付特例制度により、保険料納付を猶予されている方で、平成 25 年度も引き続き在学予定の方へ、基礎年金番号等が印字されたハガキ形式の学生納付特例申請書が4月上旬に送付されます。

平成 24 年度と同じ学校に在学される方は、このハガキに必要な事項を記入し返送されると、平成 25 年度も学生納付特例の申請ができます。この場合は、在学証明書の写し等の添付は不要です。

また、平成 25 年度は学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は納付書を送付いたしますので、お手数ですがお近くの年金事務所、または役場健康福祉課にご連絡ください。

なお、はじめて学生納付特例の申請をする方は、従来どおり役場で申請をしていただき、在学証明書の写し等の添付をお願いします。
※学生納付特例は、原則として申請日にかかわらず、4月から翌年3月までの期間を対象として審査します。

【障害基礎年金等との関係】

- 障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、
- (1) その事故が発生した月の前々月までの被保険者期間のうち保険料納付済期間（保険料免除期間）が3分の2以上ある場合、
 - (2) その事故が発生した月の前々月までの1年間に保険料の未納がない場合、には、障害基礎年金や遺族基礎年金が支給されますが、学生納付特例制度の承認を受けている期間は、保険料納付済期間と同様に当該要件の対象期間になりますので、万が一のときにも安心です。
- ※学生納付特例の申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受け取ることが出来ない場合がありますので、ご注意ください。

問い合わせ先
熊本東年金事務所 096-367-8144
役場 健康福祉課 72-1173

税負担の不公平感を解消するため滞納処分を強化しています

町税や国民健康保険税は私たちが安心して健康的な暮らしを実現するために、重要な役割を持っています。一方、厳しい財政状況にある地方自治体にとっては貴重な財源です。公共サービスの充実と公平・公正な税負担のためにも、滞納を放置することはできません。

- ◆きちんと納付された方のためにも
納税者のうち96パーセント以上が、納期限内に納付している方々です。厳しい社会情勢の中にあって、切り詰めた生活をしながらも、きちんと納税している方も多いと思われます。町では、このように納期限内に納付された方との公平性を守るためにも、納税に対して誠意の見られない滞納者に対しては財産調査を積極的に行い、判明した財産については差し押さえを行い、滞納している町税などに充てる強制徴収対策を強化しています。

※平成24年度財産調査・滞納処分件数および差押金額（平成24年4月1日～平成25年2月15日）

	預貯金	給与	生命保険	その他	合計
調査件数	6,880件	10件	1,100件	405件	8,395件
差押件数	218件	4件	19件	31件	272件
差押金額	10,968,490円	774,378円	2,516,728円	1,212,693円	15,472,289円

- ◆納期限内納付にご協力ください
町税の納付は、納期限内の自主納付が原則です。納期限を過ぎた場合は、督促状や催告書の発送などに多額の経費がかかり、その経費も町税で負担することになります。これからも納期限内の納付にご協力をお願いします。
- ◆納税が困難な人は、1人で悩まず、放置せず、早めに相談を
災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や多重債務などにより町税の納期ごとの納付が困難な場合は、お一人で悩んだり、放置しないで、早急にご相談ください。一括納付が難しい場合には、分割納付に応じることもできます。まずは、納付できない理由をお聞かせください。

(問い合わせ先) 税務課 徴収係 (72-1128) または清和・蘇陽各総合支所 税務住民係まで